

1 普通終身保険(定額型終身保険「新ながいきくん(定額型)」)

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備えたシンプルな保険です。
<p>商品の特長</p> <p>📖 ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 ●「各種特約」📖 ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

📖 ①しおり31P参照

「基本契約の保障内容」

📖 ②しおり36P参照

「特約の共通事項」

●しくみ図

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



📖 ③しおり66P参照

「契約者配当金」

※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日📖 ④から開始します。

📖 ④しおり15P参照

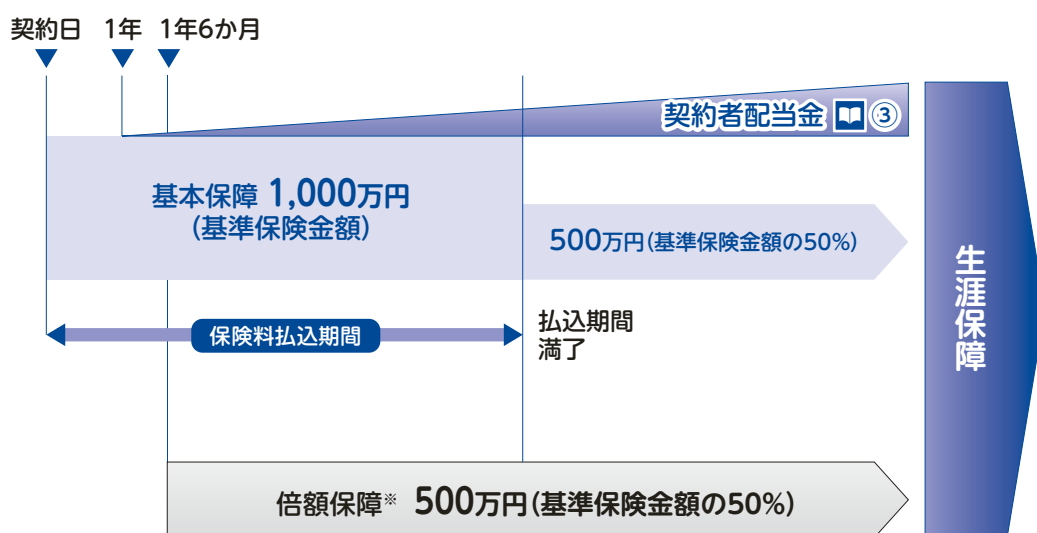
「契約の保障(責任)の開始と契約日」

2 普通終身保険(2倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型2倍)」)

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備える保険です。 ●一定の期間、万が一の保障をより充実させることができます。 				
<p>商品の特長 📖 ①</p>	<table border="1" data-bbox="446 571 1173 873"> <tr> <td>被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき</td> <td>死亡保険金 (基準保険金額)</td> </tr> <tr> <td>被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき</td> <td>死亡保険金 (基準保険金額の50%)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「各種特約」📖 ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。 	被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)	被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額の50%)
被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)				
被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額の50%)				

●しくみ図

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「保険料払込期間が満了した後に支払う死亡保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日📖 ④から開始します。

📖 ①しおり32P参照

「基本契約の保障内容」

📖 ②しおり36P参照

「特約の共通事項」

📖 ③しおり66P参照

「契約者配当金」

📖 ④しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」


3 普通終身保険(5倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型5倍)」)

契約の目的

- 一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備える保険です。
- 一定の期間、万が一の保障をより充実させることができます。

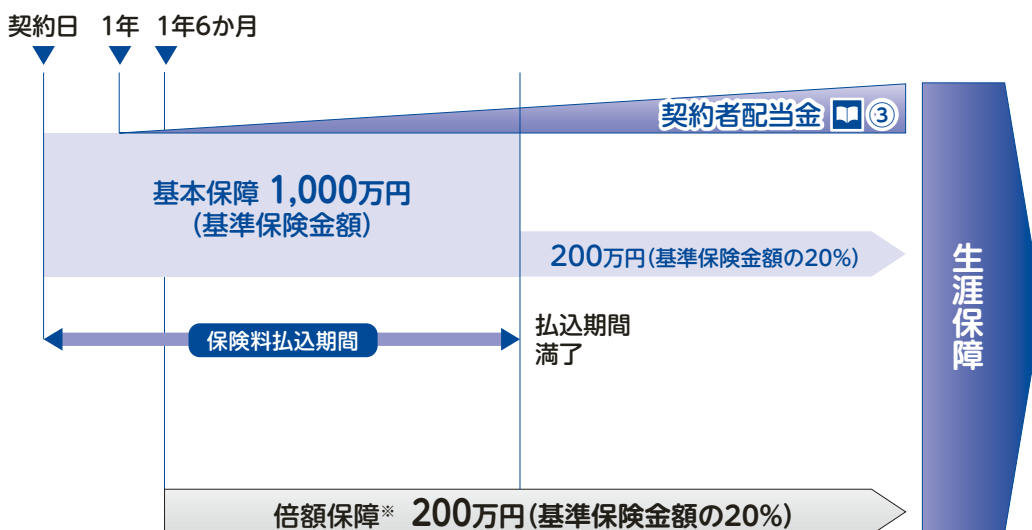
商品の特長

被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)
被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額の20%)

- 「各種特約」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

●しくみ図

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「保険料払込期間が満了した後に支払う死亡保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日④から開始します。

①しおり33P参照

「基本契約の保障内容」

②しおり36P参照

「特約の共通事項」

③しおり66P参照

「契約者配当金」

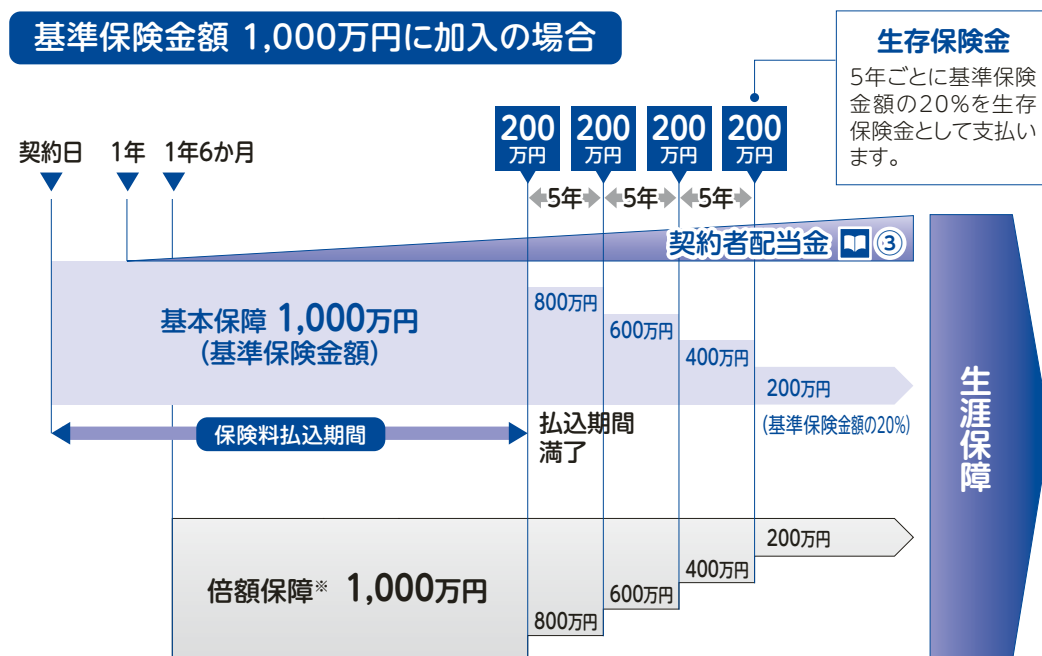
④しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

4 特別終身保険(新ながいきくん(おたのしみ型))

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一の保障(死亡保障)と加入後の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。 ●生存保険金の受け取りがあるので、加入後の楽しみがあります。 				
<p>商品の特長 ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の生存中に一定期間が満了したとき ⇒生存保険金 ●被保険者が死亡した場合 <table border="1" data-bbox="478 613 1174 913"> <tr> <td data-bbox="478 613 783 757">被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき</td> <td data-bbox="783 613 1174 757">死亡保険金 (基準保険金額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 757 783 913">被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき</td> <td data-bbox="783 757 1174 913">死亡保険金 (保険料の払込期間の満了後の経過期間に応じて基準保険金額の80%、60%、40%、20%)</td> </tr> </table> ●「各種特約」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。 	被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)	被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (保険料の払込期間の満了後の経過期間に応じて基準保険金額の80%、60%、40%、20%)
被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)				
被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (保険料の払込期間の満了後の経過期間に応じて基準保険金額の80%、60%、40%、20%)				

●しくみ図



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日④から開始します。

①しおり34P参照

「基本契約の保障内容」

②しおり36P参照

「特約の共通事項」

③しおり66P参照

「契約者配当金」

④しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」